

団体総合補償制度費用保険

平成20年11月20日

山梨県作業療法士会が契約する「団体総合補償制度費用保険」は、以下の通りである。

<保険金の種類>

災害死亡補償 (800万円)	会の活動中（往復途上を含む）の役員・一般会員の方々や会主催行事に参加中の方々が傷害または特定疾病を原因とする身体障害により死亡したときに保険金をお支払いいたします。
後遺障害補償 (最高800万円)	会の活動中（往復途上を含む）の役員・一般会員の方々や会主催行事に参加中の方々が傷害または特定疾病を原因とする身体障害により後遺障害を残されたとき、その程度により保険金をお支払いいたします。
療養補償(入院) (入院日額5,000円)	会の活動中（往復途上を含む）の役員・一般会員の方々や会主催行事に参加中の方々が傷害または特定疾病を原因とする治療のために入院したとき、その入院日数に対し180日を限度として保険金をお支払いいたします。
療養補償(通院) (通院日額3,000円)	会の活動中（往復途上を含む）の役員・一般会員の方々や会主催行事に参加中の方々が傷害または特定疾病を原因とする治療のために通院したとき、その通院日数に対し事故発生日から180日を限度として、90日分までの保険金をお支払いいたします。

<用語の定義>

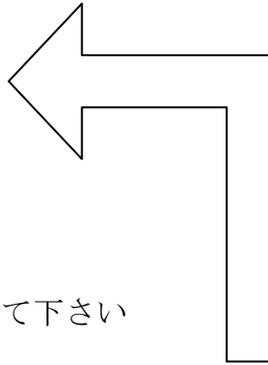
「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいう。

「疾病」とは、急性虚血性心疾患、急性心不全等の心臓疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病、熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症状をいう。

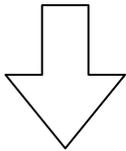
<保険金をお支払いできない主な場合>

- ☆ 保険契約者・被保険者・被補償者の故意または重大な過失
- ☆ 被補償者の犯罪行為または闘争行為
- ☆ 被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- ☆ 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状伏しかないもの
- ☆ 被補償者のまめ、靴擦れ
- ☆ 被補償者が補償開始の直前12ヶ月以内に治療を受け、または治療のため医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある特定疾病による身体障害

事故発生!!

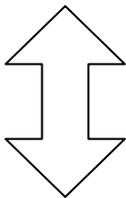


※ 福利部から会員の方へ
保険金をお渡しします



※ すぐに連絡して下さい

事務局福利部 TEL 055-241-5811
(甲府城南病院 作業療法室 三瀬・宮野)
☆ 福利部の方で保険会社と保険金の請求に必要な手続きを行います。



保険会社
☆ 所定の手続終了後、通常は 30 日以内に保険会社から山梨県作業療法士会の方へ保険金が支払われます。

《注意》 補償適用の原因発生日から 30 日以内に、保険会社の方へ書面による通知を行わないと、保険金が支払われないことがあります。事故が生じた場合にはすみやかに福利部まで連絡をして下さい。